

## 21 廃棄物

### 1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要となっています。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町村が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設などで処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

表1 廃棄物関係許可・施設数 (平成29年3月31日現在)

市 町	産業廃棄物処理業		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
福 井 市	305 ( 8)	45 ( 3)	30	12	392
永 平 寺 町	20 ( 0)	2 ( 0)	2	0	24
管 外	330 (49)	3 ( 0)	1	-	334
計	655 (57)	50 ( 3)	33	12	750

注 ( )内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

表2 廃棄物関係許可・施設数の年度推移

年 度	産業廃棄物処理業許可		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
平成28年度	655 (57)	50 ( 3)	33	12	750
平成27年度	643 (56)	52 ( 4)	35	12	742
平成26年度	628 (57)	51 ( 4)	35	12	726

注 ( )内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

## 2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

なお、福井県内における許可申請業務の約3分の1が当センター管内に集中しており、循環社会推進課や各健康福祉センターと連携しながら広域的な事務処理を行っています。

表3 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の年度推移

年 度	収集運搬業				処 分 業				処理施設 許可・届出	計
	許可申請			届出	許可申請			届出		
	新規	更新	変更		新規	更新	変更			
平成 28 年度	45	94	15	566	1	8	1	38	27	795
平成 27 年度	42	92	8	542	1	8	2	37	19	751
平成 26 年度	40	98	14	498	1	10	0	48	20	729

## 3 廃棄物に関する監視指導

### (1) 産業廃棄物処理業等に対する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却や不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導を行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続して実施しています。

表4 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移

区 分	年 度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
立入検査	平成 28 年度	319	304	162	785
	平成 27 年度	280	304	165	749
	平成 26 年度	241	231	169	641

## (2) その他の監視指導

使用されなくなったPCB(ポリ塩化ビフェニル)入りの変圧器(トランス)やコンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の保管施設に立入検査を行い、保管状況を確認するとともに、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で処分期限が定められていることから、早期の処分を行うよう指導しています。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき登録や許可を受けている引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の施設への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理に係る指導を行っています。

## 4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み

当センターでは、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 当センター）

（構成） 福井市、永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、  
漁業協同組合、福井県産業廃棄物協会、当センター

### (1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。また、生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業廃棄物協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

表5 不法投棄廃棄物撤去事業実績（平成28年度）

年 月 日	平成28年12月15日(木)
場 所	福井市白滝町
撤去した廃棄物の種類	廃冷蔵庫 74台

## (2) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

## (3) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、委託契約を締結し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するなどの義務があります。

当センターでは、これらの委託契約などの手続きを分かり易く周知するため、平成28年11月17日に中小規模の排出事業者を対象とした「産業廃棄物処理基礎講座」を開催し、125名の方々が参加しました。

## 22 公害

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、水質、大気等の環境調査などに取り組んでいます。

### 1 公害関係法令

「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づく届出に対し、その内容が適切か審査するとともに、事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。

表1 各法令に基づく届出工場・事業場数

(平成29年3月31日現在)

公害関係届出対象工場・事業場	工場・事業場数
大気汚染防止法対象工場・事業場(電気・ガス事業法/VOC)	268 (102/2)
水質汚濁防止法対象工場・事業場(福井市を除く)	34
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	18
公害防止管理者選任工場・事業場	16
福井県公害防止条例特定工場・事業場	12
福井県公害防止条例特定施設設置工場・事業場	32
公害防止管理責任者選任工場・事業場	75

表2 公害関係苦情の発生件数

市町	年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
福井市	平成28年度	7	0	0	0	1	5	13
	平成27年度	8	0	0	0	0	4	12
永平寺町	平成28年度	0	2	0	0	0	0	2
	平成27年度	0	1	0	0	0	1	2
計	平成28年度	7	2	0	0	1	5	15
	平成27年度	8	1	0	0	0	5	14

## 2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。また、建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されるアスベスト廃棄物の適正処理について、事前に計画を確認するとともに、立入検査により作業場の隔離・養生等が適切かどうか確認を行い、健康被害の発生防止に努めています。

## 3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

## 4 地盤沈下の防止

県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積19.6cm<sup>2</sup>以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

また、「福井県地盤沈下対策要綱」では、過去に著しい地盤沈下が観測された福井市南部地域について、地下水の揚水抑制などの指導を行っています。

## 5 フロン類の排出抑制の推進

業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器を整備・廃棄する際には、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づいて冷媒フロン類の充填、回収が行われています。これらの充填、回収を業として行う第一種フロン類充填回収業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。

当センターでは、事業者が適切な資格や装置を有しているかなどについて登録審査を行うとともに、登録事業者への監視指導を行っています。

表3 フロン類排出抑制法に基づく登録事業者数 (平成29年3月31日現在)

第一種フロン類充填回収業者	214
---------------	-----